

右京保育園の 今後の方向性について



【日時】平成28年11月5日（土） 午前9時15分～

【場所】右京保育園 リズム室

奈良市子ども未来部
子ども政策課

本日の説明会の内容

- ①市立幼保施設の再編について
- ②右京保育園の再編方針について
- ③民間移管により変わること、変わらないこと
- ④民間移管までのスケジュールについて
- ⑤5月実施のアンケートについて

① 市立幼保施設の再編について[計画]

本市では、市立幼保施設が抱える課題を解決するため、平成25年に再編計画を策定しました。

奈良市幼保再編基本・実施計画

本市では、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づいて、

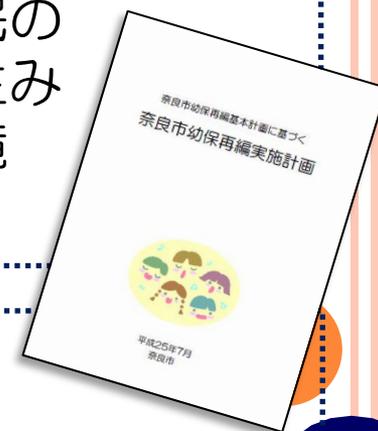
- 市立幼稚園と市立保育園を一体化
- 民間活力を最大限に活用(いわゆる民間移管)

これらを2本柱として再編を計画的に進め、「認定こども園」へ移行することにより、市立幼保施設が抱える課題を解決します。

市立幼保施設が抱える課題を解決することにより、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを産み育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりを実現したいと考えています。

(参考)平成28年4月時点の認定こども園数

- ・市立認定こども園設置数 … 9園
- ・私立認定こども園設置数 … 5園



① 市立幼保施設の再編について[課題]

背景

- 急激な少子化の進行
- 教育・保育ニーズの多様化

課題

- 市立幼稚園の園児数の減少
- 保育園の待機児童
- 市立幼稚園、市立保育園の施設の老朽化
- 人的な限界等によりサービスアップが困難

めざす姿

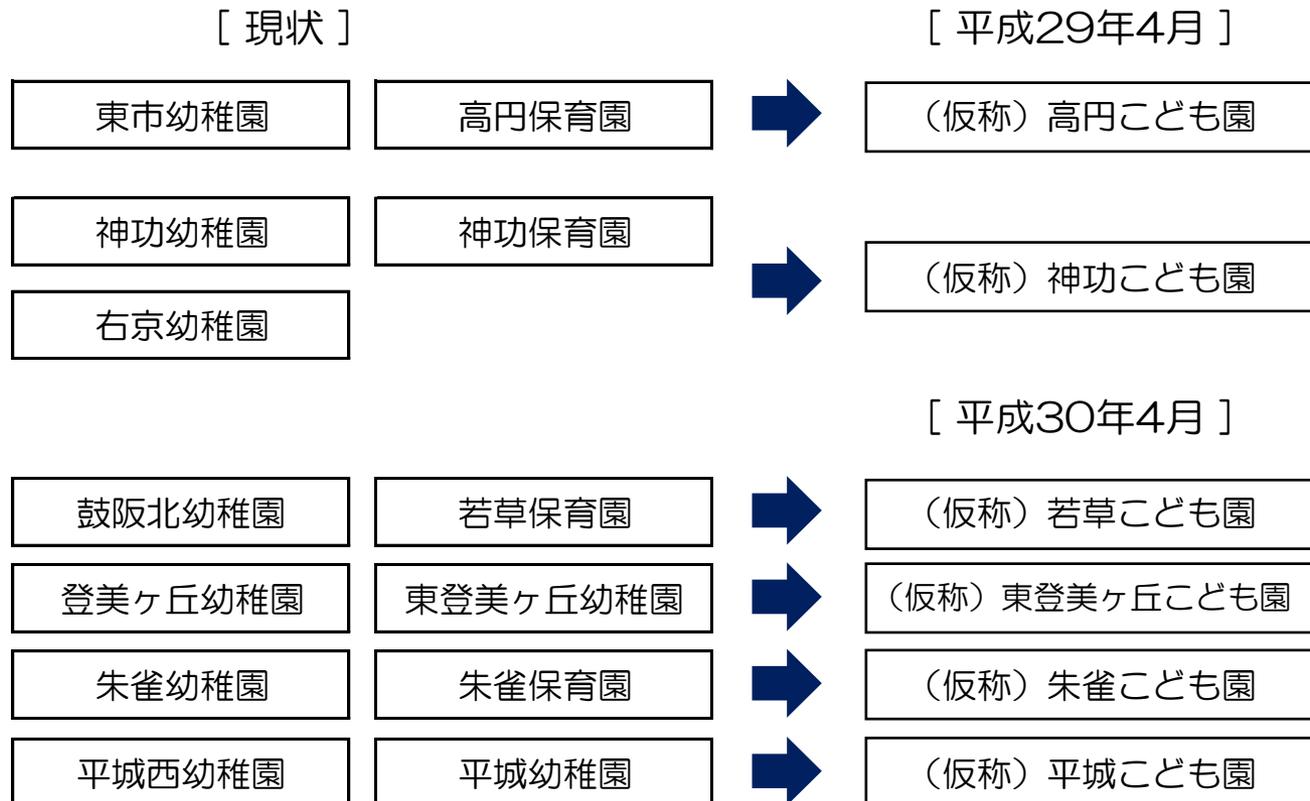
目標

- ⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
- ⇒ 希望される幼稚園利用、保育園利用ニーズを踏まえた量の確保
- ⇒ 様々な教育・保育ニーズに 대응することができるよう施設の運営管理の改善

① 市立幼保施設の再編について[進捗状況]

平成28年11月現在、方針決定及び公表している計画は以下のとおりです。

市立こども園移行計画（H29～30年度）



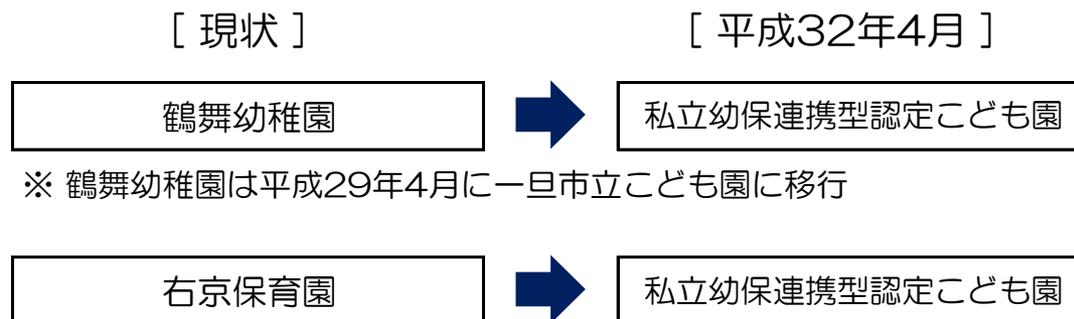
① 市立幼保施設の再編について[進捗状況]

平成28年11月現在、方針決定及び公表している計画は以下のとおりです。

市立こども園移行計画（～H31年度）



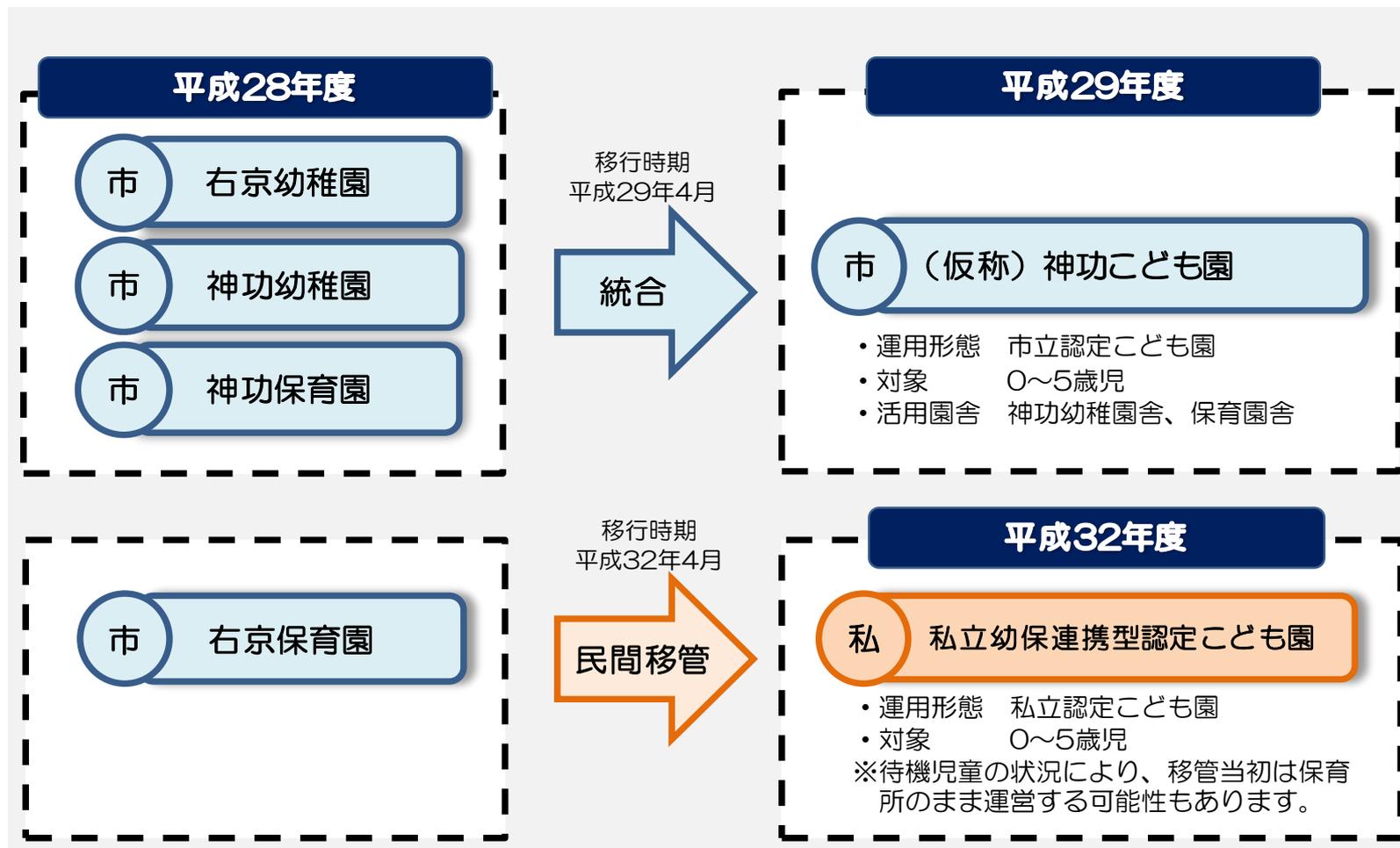
民間移管・こども園移行計画（H32年度）



② 右京保育園の再編方針について

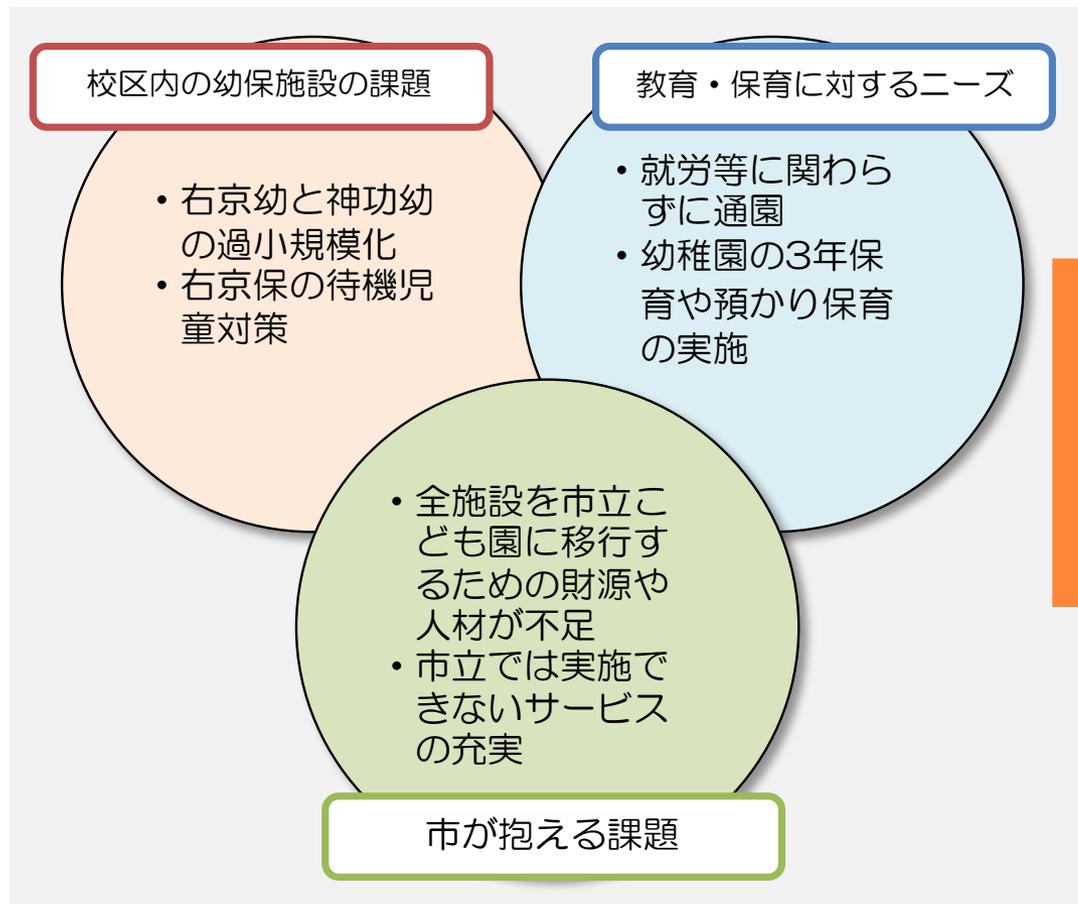
右京保育園が設置されている平城西中学校区の市立幼保施設の再編内容については、以下のとおりです。

(1) 平城西中学校区内の幼保施設の再編方針



② 右京保育園の再編方針について

(2) 再編方針の考え方



既存施設を最大限に活用することで

右京幼稚園と神功幼稚園を神功保育園に統合し、認定こども園に移行。適切な集団規模での教育・保育を実施。

民間活力を最大限に活用することで

右京保育園を民間移管することで、受け皿の拡大と、サービスのさらなる充実を図る。

② 右京保育園の再編方針について

民間移管することにより、さらなるサービスの充実を図ります（一部のサービスについては、既に実施している部分もあります）。

(3) 移管後の保育内容について

右京保育園と同じ

- 保育料
- 基本的な保育内容・給食
- 障がい児保育



移管後に期待されるもの

- ① 保育時間の延長
例) 平日7時～20時まで
土曜の延長も考えられます
- ② 休日保育の実施
日曜や祝日に仕事等が発生した際に利用できます
- ③ その他
利用者のニーズに応じて
園独自のサービスを実施

民間法人に移管しても、法律で定める認定こども園や認可保育所であることに変わりはありません。

③ 民間移管により変わること、変わらないこと

運営の主体



変わります

運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人、学校法人）に移管しますが、締結する協定に基づいて、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

運営の形態



対象園によって異なります

市立保育園から「民間法人が運営する認定こども園」に移行することになりますが、例えば、待機児童の状況によっては、当面の間は市立保育園がそのまま「民間法人が運営する認可保育園」に移行する場合も考えられます。

保育士等の職員



変わります

市職員である保育士等から、民間法人職員である保育士等に変ることになります。ただし、園児への影響を考慮し、十分な引継期間を設定します。この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、園児や保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら、市と移管先法人による共同保育などを行っていきます。

保育料



変わりません

保育料は、条例等に基づいて市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民間に移管されることによって高くなることはありません。
また、教材費などの新たな保護者負担の導入については、移管先法人と保護者間の協議により決定することとします。

教育・保育内容



より充実します

移管先法人に対し、十分な引継を行うことで、これまで地域や保護者のみなさんと築き上げてきた園の行事や日々の教育・保育等を引き続き実施します。さらに、民間のノウハウや資源を活用することで、延長保育の拡充など、保育サービスの充実を図ります。

園舎の場所



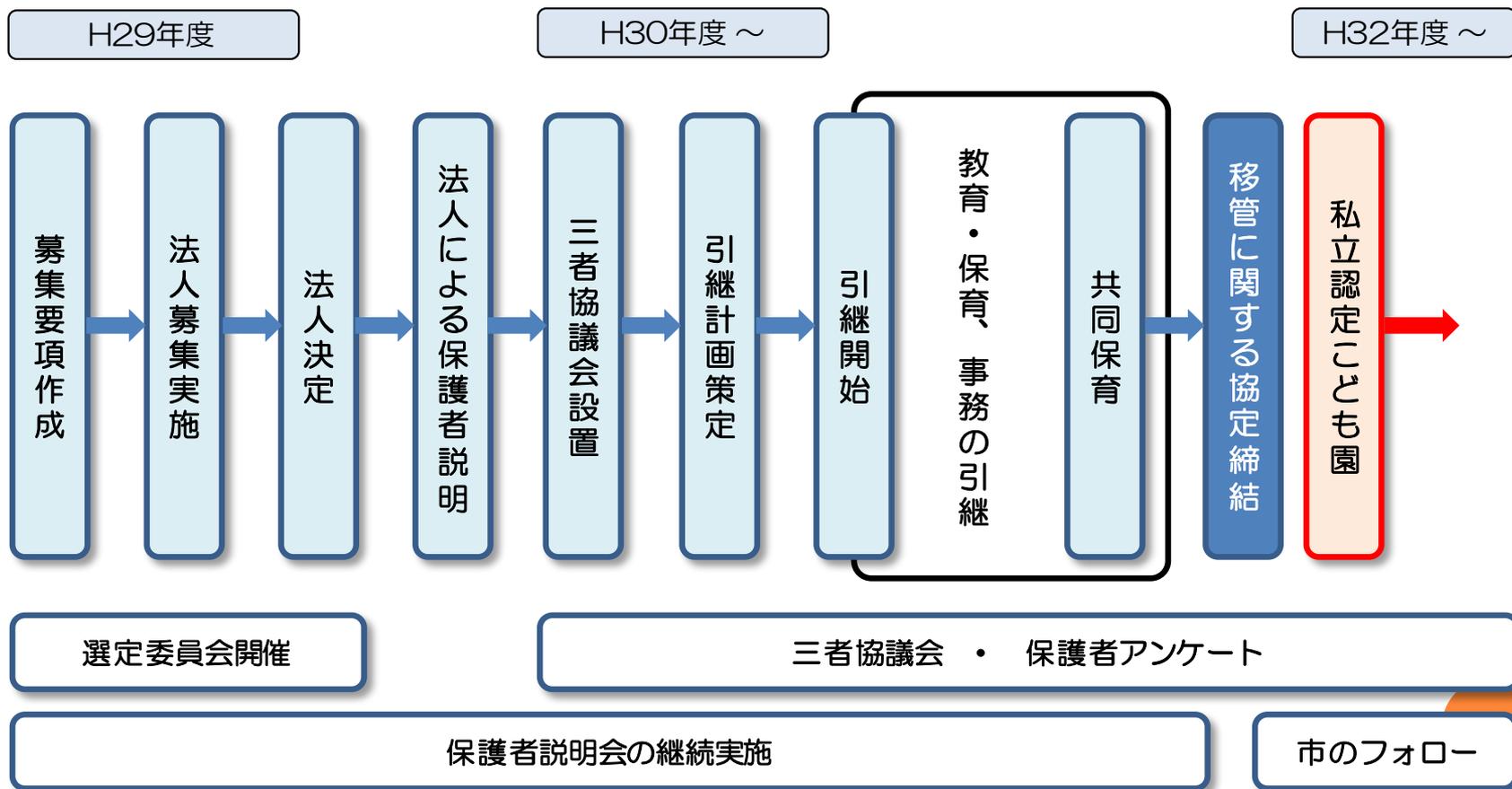
変わりません

老朽化している園舎の建て替えを条件の一つとして、民間移管を行った場合を除きます。

④ 民間移管までのスケジュールについて

民間移管に伴う園児への影響を最小限にするとともに、保護者の不安を解消するため、慎重に取り組みを進めていきます。

(1) 民間移管に向けたスケジュールイメージ



④ 民間移管までのスケジュールについて

(2) 平成29年度の取組予定

● 移管先法人の選定

- 移管先法人の選定にあたっては、公平性・透明性・専門性を担保するため、学識経験者等から構成される「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」を開催し、選定委員会の審査結果を基に、移管先法人を決定。

(奈良市及び選定委員会の役割)

[募集要項の策定]

募集条件、選定条件等、募集要項の内容を決定します。

[保護者アンケートの実施]

保護者アンケートを実施し、募集要項や選定課程、移管後の運営にできる限り反映できるよう取り組みます。

[応募法人の審査]

書類審査及びヒアリング審査のほか、応募法人が運営する幼保施設の現地視察を行います。

④ 民間移管までのスケジュールについて

(3) 平成30年度以降の取組予定

● 三者協議会の設置

- 円滑に民間移管が行われるよう、移管先法人が決定次第、在園児保護者代表、奈良市、移管先法人で構成する三者協議会を設置します。
- 移管後の園運営の重要事項の決定については、この三者協議会において協議を行い、合意形成を図ります。

● 引継の計画策定と実施

- 園児への影響が出ないように、園児に関する健康・発育などの記録を基に、一人ひとりの生活の様子などを移管先法人との共同保育により引継を行います。
- 市立で培ってきた教育・保育内容のほか、行事、保健衛生、安全対策、地域との関係など施設運営全般についても引継を行います。

④ 民間移管までのスケジュールについて

(3) 平成32年度以降の取組予定

● 市職員によるフォロー

- 民間移管後においても、移管先法人と締結する協定を基に、市が一定の関与を保ちますので、移管後についても引き続き、市職員が園訪問し、協定の内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言や指導を行います。

● 保護者アンケート等の実施

- 移管後、一定期間が経過した後に外部評価機関による第三者評価の受審を移管先に求めます。
- さらに保護者対象のアンケートも実施することにより、民間移管の検証・評価を行い、後の施設運営に活かしていきます。

⑤ 5月実施のアンケートについて

前回の説明会后にご協力いただいたアンケートの主なご意見やご質問と、本市の考え方は以下のとおりです。

- 民営化のデメリットや先行する他自治体での問題と、それに対する対応案を示すなどして、安心させてほしい。
- 奈良市での初めての取り組みであるのであれば、他自治体の情報も説明するべき。

➤ 民間移管に向けた取り組みにつきましては、先行する他市の状況も参考にしたうえで検討を進めています。

その中でも本市では、計画の保護者への公表の時期と、現行の教育・保育内容等の引継の期間の確保が特に重要であると考えています。

本市が平成27年3月に公表した「民営化についての基本的な考え方」では、民間移管の2年6か月前までに対象施設を公表し、1年間を目途に引継期間を設定することとしています。

しかし、民間移管をより丁寧かつ慎重に進めるために、右京保育園の民間移管については、民間移管の約4年前となる平成28年5月に第1回目の説明会を開催し、引継期間についても、1年を超える期間を確保したいと考えているところです。

⑤ 5月実施のアンケートについて

- 民営化で移行する際に先生が変わってしまい、子ども達への影響が心配なので、移行等の方法をもっと具体的に示してほしい。
- 引継は実際にはどのような取組をされるのか。具体的な内容を知りたい。

➤ 本市では、民間移管に伴う園児への影響が出ないように、民間移管に向けた取り組みの中でも、教育・保育をはじめとする施設運営の引継が重要になると考えています。

引継方法については、期間を1年以上確保し、移管先法人の職員を右京保育園に段階的に配置することで、市立の教育・保育内容を継続的なものとしします。さらに、引継期間の後半には、移管先法人の担任予定者を右京保育園に配置し、右京保育園職員との共同保育を実施します。

この共同保育は、市立の教育・保育内容の継承のほか、移管先法人の担任予定者が実際に保育に参加することで、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、移管前から園児や保護者との信頼関係を築くことを目的としています。

⑤ 5月実施のアンケートについて

- 民間移管後の奈良市の移管先法人への関与の仕方はどうなるのか。どこまで指導・監督していただけるのか、長期ビジョンを説明してほしい。

➤本市の民間移管の方法については、法律に基づく「公私連携施設」の制度を活用し、市が移管先法人との間で協定を締結した後、移管先法人を「公私連携法人」として指定することになります。

協定で定めるべき事項は法律で定められているため、移管先法人と協定を締結することで、民間移管後に提供すべき教育・保育内容や子育て支援の取り組みの内容等について確実に担保するものとされています。

この「公私連携施設」の制度は、市の関与が明確にされており、移管先法人が協定に基づいた教育・保育を適切に実施しているのかどうか、市が指導監督を行うことができる旨が法律に規定されています。

なお、本市ではこの指導監督に関わらず、民間移管後においても引き続き市職員が園を訪問することで、保護者からの相談に応じるとともに、課題が発生した場合には、三者協議会を通じて市が解決に向けて必要な調整を行うこととします。

⑤ 5月実施のアンケートについて

● 民営化することについて、必ず現場の先生を交えて話を進めてほしい。
市役所の人だけで話を進めることはしないでほしい。

➤ 民間移管に向けた取り組みは、当然ながら右京保育園の先生方の協力がなければ、円滑に進めていくことはできません。今後予定している取り組みについては、先生方の提案も踏まえながら進めていきます。

また、保護者の皆様にも説明会の開催と並行してアンケート等を継続して行うことにより、民間移管に向けた取り組みの内容に、ご意見やご提案を少しでも反映させていきたいと考えています。

[問い合わせ先について]

本日の説明会の内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

子ども政策課の問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[TEL] 34-4792

[FAX] 34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[幼保再編に関する市ホームページ]

➤<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000000/1366066836305/index.html>

